募 金 活 動 方 法 に つ い て (令和2年度)

~ 赤い羽根共同募金運動にご協力いただく皆様へ ~

赤い羽根共同募金運動に、ご協力のお申込みをいただき、心より御礼申し上げます。

皆様がスムーズに募金活動に取り組むことができるよう、また、都民の皆様に気持ちよく応じていただけるよう、以下につきまして、ご確認くださいますようお願いいたします。

【活動前の手続きについて】

く街頭(公道)で募金活動を行う場合>

公道で募金活動を行う場合は、事前に所轄の警察署で道路使用の許可を得る必要があります。

募金活動場所 1ヶ所につき「道路使用許可申請書」を 2 枚、「道路使用許可手数料減免申請書」を 1枚(いずれもコピー不可)を作成し、警察署に申請します。(同封の用紙をご利用ください。)

許可までに1週間ほどかかる場合がありますので、お早めにお手続きをお取りください。

※ウイルス感染拡大予防への取り組み(密集の回避等)が難しい場所もあることから、鉄道会社の申し入れもあり、 今年度の各駅構内での募金活動は難しい状況です。ご了承くださいますようお願いいたします。

【活動中の留意事項】

- ○街頭募金では、募金目的を明確にし、トラブルを避けるため、必ず本会がお送りした募金箱をご使用ください。
- ○募金活動終了後は、責任者の立会いのもと、開封・集計を行ってください。
- ○通行する人や車などの妨げとなる場所、また、点字ブロック上などでの活動はご遠慮ください。
- ○募金協力への呼び掛けは、通行する人が不快な思いをしないよう、また、喧騒にならないようご留意ください。
- ◎上記に加え、ウイルス感染拡大防止にご留意くださいますようお願いいたします。
 - ·発熱(平熱を1℃以上上回る)、咳や倦怠感など風邪の症状がある場合は、活動への参加をお控えください。
- ·募金協力を呼び掛ける際は、密集を避けた状態でお願いいたします。(1ヶ所の人数制限、1m以上の間隔等)
- ・募金活動参加者、ご寄付者等と、対面状態で大きな声を発することはお控えください。

(「呼びかけ音声データ」(ホームページからダウンロード)をお使いいただけるよう準備を進めております。)

- ·募金活動前後の手洗いの他、マスクの着用、募金箱等資材受け渡し時の消毒、寄付金集計時の手袋使用 など、大変恐縮いたしますが、お手持ちの備品を併用いただき、コロナウイルス感染予防にお取組みくださいます ようお願いいたします。
- ・ご寄付者にお渡しする赤い羽根は、接触を避けるため、台紙よりご寄付者が直接お取りいただくようにお伝えください。

【 寄 付 金 の お 取 り 扱 い に つ い て (活 動 後) 】

寄付金は責任者の方が管理し、資材送付書に添付されている「払込取扱票」(ゆうちょ銀行、郵便局用)をお使いの上、ご送金ください。※払込手数料は免除されています。

「払込取扱票」の受領証(半券)を以て領収書とさせていただいております。なお、本会からの受領書を必要とする場合は、「払込取扱票」の通信欄にその旨をご記入のうえ、お知らせください。

※他銀行口座へのご送金を希望される場合は、本会までお問合せください。(東京都共同募金会: ELO3-5292-3182)

→送金手数料がかかります。お集め頂いた寄付金からの手数料支出はご遠慮いただいております。ご了承ください。

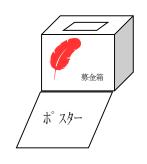
【募金資材について】

〈活動前〉

- 1. お届けした募金資材の種類・数量をご確認ください。
- 2.募金箱は毎年繰り返し使用します。油性ペン・ボールペン・蛍光ペンでの書き込み、両面テープ・ガムテープ など"跡が残るもの"は、ご使用にならないようお願いします。
- 3. 活動当日まで、赤い羽根、募金箱などを紛失しないよう、ご注意ください。

〈活動中〉

- 1. 赤い羽根のお取扱いには十分にご注意ください。 (針式羽根の針の部分は、特にお気を付けください。)
- 2. B4判ポスター(二つ折り)は、肩掛式募金箱の前面下部に マキシングテープなどでお貼りください。 ※右図参照



〈活動後〉

- 1. 募金箱はポスターをはがし、マスキングテープなどの跡や汚れを拭き取ってください。 (募金箱は翌年も使用します。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。)
- 2. 募金資材を回収していただき、種類と数量をご確認ください。

【募金資材(各種募金箱など)の返却について】

く保管いただく場合>

翌年度以降も街頭募金活動の予定があり、募金資材の保管・管理が可能、また、ご協力いただける場合は、 各団体において保管・管理をお願いしております。翌年度以降は、不足や追加分の募金資材をお申し込みください。 なお、保管に際して、特に本会へのご報告は必要ありません。

く返却される場合>

- 1. 未使用の赤い羽根、肩掛式募金箱(ひも付きビニール製、ひも付きボール紙製)につきましては、本会がお送りした状態でのご返却をお願いします。
- 2. ご返却の際は、送達時同封の「宅配便着払伝票」をご利用ください。なお、伝票には返却する募金資材名、および、ご返却数の記載欄がありますので、ご記入をお願いします。
- 3. 卓上募金箱(段ボール製)、ポスター、封印紙などにつきましては、使用済みと未使用に区分してご返却ください。 宅配便の着払伝票への返却個数などの記載は不要です。
- 4. 上記 2 の着払伝票を使い、下記指定宅配便業者を通じ、お送りください。 集荷依頼の連絡先: SBS即配サポート株式会社(TeL03-5633-8955) ※受付: 月~金の 9 時~18 時 。 なお、返却荷物が 2 つ以上となる場合は、着払伝票をコピーして荷物に貼付してください。
- 5. 事情により指定の宅配便サービスをご利用できない場合は、お手数ですが、任意の宅配業者の伝票に、返却する募金資材名および、ご返却数を記載いただき、下記まで着払いでお送りください。
 - ※送付先:(株)メールワーク(〒183-0005 府中市若松町 2-8-33-B1F 16.042-360-5039)
- ◎募金活動、募金資材などについてのお問い合わせ先

(福)東京都共同募金会 事業部 街頭募金担当 1603-5292-3182